

2024年

風光れ

人権のたより 通算第73号 11月11日発行

三重県立津東高等学校

5月号でも書きましたが、本校では例年11月に「ピンクシャツデー」を設定して、いじめ反対の姿勢を示しています。今年は11月14日（木）をピンクシャツデーに設定しています。また、同日の人権講演会は「切磋亭琢磨」さんによる人権落語です。お楽しみに！



○ 著作物？著作権？ ～自分が自分であることを表現するために～



11月3日は文化の日。これに伴って様々な文化行事が日本中で行われました。鑑賞される絵画、演奏される音楽、小説に演劇等…人の手によってつくられたこれらの作品はまとめて「著作物」、作った人は「著作者」と呼ばれています。

著作権法第二条によると著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定されています。また著作者については「著作物を創作する者をいう。」と記述されています。

つまり「著作物」とは自分が自分の思想や感情を表現し、新たに作り出した創作物ですから、そこには「権利」が発生します。これが「著作権」です。この著作権には「財産権」と「人格権」の2つの側面があり、この「人格権」（著作者が精神的に傷つけられない権利）の部分には、「著作者人格権」と呼ばれ、「公表権」、「氏名表示権」、「同一性保持権」などに細分されます。例えば自分が作り出した著作物を他人が勝手に意図しないタイミングで公表したり、改変したりして、自分の意志とは違うことを主張しているかのように利用されたらどうなるでしょうか。それは人権の侵害以外の何物でもなく、人を深く傷つける行為になります。最近ではTVドラマの原作改変による痛ましい事件も発生しました。いかなる「著作物」も「著作者」が「自分が自分であるための思想や感情を表現した」ものです。その利用には作者に対する十分なリスペクト（敬意）が必要です。

○『怪獣使いと少年』 少年 「同情なんかしてもらいたくないな」
パン屋の娘 「同情なんかじゃないわ。売ってあげるだけよ。」
「だってうち、パン屋だもん」

「ウルトラQ」から続く、円谷ウルトラシリーズ第4弾、「帰ってきたウルトラマン」。

基本的には、それまでの作品よりも低年齢層に向けた作品となっていますが、なぜか重厚な社会問題、人権問題を扱った作品が1971年の11月に連続して放送されました。

（そのため、若干の皮肉を込めて31～34話は「11月の傑作群」と呼ばれることもあります。）

そのなかの1つ、第33話「怪獣使いと少年」は差別や未知なるものへの恐怖心、集団心理の恐ろしさをウルトラマンの世界の設定を利用して描いた作品です。上記のやり取りは宇宙人と思われ、町の人たちから排除・迫害された少年と、パン屋の娘の会話です。

排除・迫害され、食べ物すら売ってもらえない少年に対して哀れみや同情でなく、普通に接するパン屋の娘。皆さんはどのように感じられるでしょうか。相手の「尊厳」を守り対等に接すること。これこそが反差別の第一歩ではないでしょうか。